

DB 条文 に係る

比較対象プラント選定の詳細

【6条：火山】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	具体的理由	泊の火山についてはPWR 審査初期の資料構成であり、最新審査実績のPWR（大飯）と類似しているもののBWR（女川）の資料とは一部異なる構成である。火山影響評価は、火山影響評価ガイドに基づき降下火砕物の直接的影響及び間接的影響評価を行っており、原子炉施設の炉型特有の差異が少ないことから、最新審査知見の反映も考慮し、女川を比較対象としたうえで泊の記載を見直し、女川に合わせた資料構成とする。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	<p>① 比較表による比較※：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映する。（文言単位の比較は行わない）</p> <p>[事例]・火山事象の影響評価に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山事象に対する設計の基本方針に係る事項など <p>② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。</p> <p>[事例]・添付資料（全て）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補足説明資料（気中降下火砕物対策の検討など）
	(当該方法の選定理由)	<p>① 当該条文は原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、女川を比較対象として泊の資料構成を見直すことから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。</p> <p>② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合性の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWR の先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3/4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【6条：外部火災】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	具体的理由	泊の外部火災についてはPWR 審査初期の資料構成であり、最新審査実績のPWR（大飯）及びBWR（女川）のどちらの資料とも異なる構成である。このため、屋外で発生する火災による原子炉施設の外壁（コンクリート等）への熱影響評価を行うなど当該条文は原子炉施設の炉型特有の差異が少ないことから、最新審査知見の反映も考慮し、女川を比較対象としたうえで泊の記載を見直し、女川に合わせた資料構成とする。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較※：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行う。（文言単位の比較は行わない） ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、女川を比較対象として泊の資料構成を見直すことから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能なため。 ② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合性の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWR の先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【6条：自然現象】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	具体的理由	泊の自然現象についてはPWR 審査初期の資料構成であり、最新審査実績のPWR（大飯）と類似しているもののBWR（女川）の資料とは一部異なる構成である。想定される自然現象及び人為事象に対する評価は発電所立地条件によるものであり、原子炉施設の炉型特有の差異が少ないことから、最新審査知見の反映も考慮し、女川を比較対象としたうえで泊の記載を見直し、女川に合わせた資料構成とする。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	<p>① 比較表による比較※：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映する。（文言単位の比較は行わない）</p> <p>[事例]・外部事象に対する防護対象範囲と防護方針に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然現象に対する新たな評価方法の反映に係る事項 ・自然現象の重畳に関する事象の特性（事象間の相関性や影響モード毎の分類）や重畳影響分類などに係る事項など <p>② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。</p> <p>[事例]・添付資料（全て）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補足説明資料（防護対象施設の範囲など）
	(当該方法の選定理由)	<p>① 当該条文は原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、女川を比較対象として泊の資料構成を見直すことから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能なため。</p> <p>② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合性の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWR の先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3/4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【6条：竜巻】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3／4号炉
	具体的理由	PWRとBWRの竜巻防護対象設備が異なること及び防護対象設備を内包する建屋設計が異なる（BWRではタービン建屋に竜巻防護施設を内包している）ことを踏まえ、PWRを比較対象に選定した。PWRでは、前述のような評価を実施しており、大飯はPWRにおける再稼働審査の最終実績であるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から、大飯3／4号炉を比較対象として選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映した。 ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要な資料が充足していることを確認した。
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較・整理により最新審査知見の確認が可能なため。 ② 資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【7条：不法侵入】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	具体的理由	泊の不法侵入についてはPWR 審査初期の資料構成であり、最新審査実績のPWR（大飯）と類似しているもののBWR（女川）の資料とは異なる構成である。また、不法な侵入等の防止は、炉型や建屋設計に関係なく、核物質防護に要求される基準要件も同一であることから、最新審査知見の反映も考慮し、女川を比較対象としたうえで泊の記載を見直し、女川に合わせた資料構成とする。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較※：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映する。（文言単位の比較は行わない） ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、女川を比較対象として泊の資料構成を見直すことから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。 ② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合性の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWR の先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3/4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【8条：内部火災】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	<p>泊の資料構成は先行して審査を実施してきたPWRとほぼ同様である。PWRプラント特有の設計、系統構成及び設備に関する記載(主なPWR特有の記載:C/Vの火災防護対策, 系統分離(PWRはA系,B系の分離、BWRは区分Ⅰ,Ⅱ,Ⅲの分離))についてはPWRとBWRで異なり、横並びで比較することは困難なため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から、大飯3 / 4号炉を比較対象として選定する。また、同様にSA設備の火災防護対策を記載している41条についてもPWRプラントである大飯3 / 4号炉を比較対象としていることから、8条も同様な比較対象とすることにより、火災防護対策全体としての適合性を確認することができる。</p>
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法 ----- (当該方法の選定理由)	<p>① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行う。（文言単位の比較は行わない）</p> <p>② 資料構成の比較：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。</p> <p>① PWRプラント特有の設計、系統構成及び設備に特化した記載（主なPWR特有の記載:C/Vの火災防護対策, 系統分離(PWRはA系,B系の分離、BWRは区分Ⅰ,Ⅱ,Ⅲの分離))については、女川2号炉とは大きく異なるが、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。</p> <p>② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合性の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。</p>

【9条：溢水】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	具体的理由	溢水影響評価は溢水評価ガイドに基づき実施するものであり、評価方針は原子炉施設の炉型特有の差異が少ないことから、最新審査知見の反映も考慮し、女川を比較対象としたうえで泊の記載を見直し、女川に合わせた資料構成とする。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	<p>① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映した。（文言単位の比較は行わない） [事例] 溢水防護対象設備の選定プロセスに係る事項</p> <p>② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 補足説明資料（溢水評価ガイドへの適合状況など）</p>
	(当該方法の選定理由)	<p>① 溢水影響評価は溢水評価ガイドに基づき実施するものであり、評価方針は原子炉施設の炉型特有の差異が少ないことから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。</p> <p>② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3/4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【10条：誤操作防止】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3／4号炉
	具体的理由	BWRには存在しない蒸気発生器伝熱管の破損時の対応など、当該条文において操作の容易性として考慮すべき設計基準事故等への対応操作がPWRとBWRで異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3／4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を記載する。（文言単位の比較は行わない） ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。 [事例] 参考資料2 現場操作の確認結果について
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能なため。 ② 資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【11条：安全避難通路】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	具体的理由	当該条文は、PWR／BWRに係らず原子炉施設に共通の要求に対する基準への適合性を網羅的に比較する観点から、最新審査実績のある女川2号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映した。 ② 資料構成の比較*：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。 [事例] 別添資料（誘導灯及び非常灯についての規格基準等について）
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。 ② 資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【12条：安全施設】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3／4号炉
	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であるが、PWRとBWRの安全施設に該当する設備（例：二次系からの除熱機能及び補給水機能はPWRのみ該当するため）が異なるため、PWRを比較対象として選定した。PWRでは、大飯がPWRにおける再稼働審査の最終実績であるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から、大飯3／4号炉を比較対象として選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映した。 ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。 ③ [事例] 別添資料（地震、溢水、火災以外の共通要因について等）
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式で比較により最新審査知見の確認が可能のため。 ② 資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【14条：全交流電源喪失】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3／4号炉
	具体的理由	電源設備構成のうち非常用直流電源設備について、泊は他PWRと同じ2系列（A系、B系）構成であるのに対して、女川は高圧炉心スプレイ系を有した3系列（区分Ⅰ、区分Ⅱ、区分Ⅲ）構成であること、また全交流動力電源喪失時に原子炉の安全停止等に必要となる設備がPWRとBWRで異なることから、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3／4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映した。（文言単位の比較は行わない）。 ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要な資料が充足していることを確認した
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。 ② 資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【16条：SFP】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3／4号炉
	具体的理由	PWRとBWRの使用済燃料ピット（プール）周辺設備の相違があるため、当該条文の要求にある貯蔵施設への重量物落下防止措置、貯蔵施設の監視機器の対応が異なってくる。そのため、泊3号炉と同型の設計であるPWRにおける再稼働審査の最終実績である大飯3／4号炉を比較対象として選定し、基準への適合性を網羅的に比較する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較による比較：比較表及び資料構成を比較し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映する。 [事例1] 乾式キャスクに関する記載について本文への反映
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。 資料の文章構成が異なる箇所であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【17条：RCPB】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3／4号炉
	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であるが、PWRとBWRでは原子炉冷却材バウンダリに接続している系統が異なる（BWRでは、主蒸気系及び給水系が原子炉冷却材バウンダリに接続されている）ため、PWRを比較対象として選定した。PWRでは、大飯がPWRにおける再稼働審査の最終実績であるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から、大飯3／4号炉を比較対象として選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、記載内容が充足していることを確認した。 ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要な資料が充足していることを確認した。
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。 ② 資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【24条：安全保護回路】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であるが、PWRとBWRの原子炉停止系統及び工学的安全施設の相違などによって、安全保護回路の構成も異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を記載する。（文言単位の比較は行わない） ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能なため。 ② 資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【26条：原子炉制御室】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉・大飯3／4号炉
	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため、基本的にはまとめ資料を作成している時点で最新の既許可プラントである女川2号炉を比較対象として選定する。ただし、放射性物質の濃度を低減するための設備や被ばく評価における事故シーケンスの選定がBWRとは異なるため、PWR固有の設計に係る事項については部分的に大飯3／4号炉を比較対象として選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、記載内容が充足していることを確認した。 ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 別添3（中央制御室への地震及び火災等の影響など）
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。 ② 資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【有毒ガス（26条：原子炉制御室、34条：緊急時対策所）】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	柏崎6／7号炉・伊方3号炉
	具体的理由	バックフィットの有毒ガスについて、女川は設置変更許可を受けていないため、まとめ資料を作成している時点で最新の既許可プラントである柏崎6／7号炉を選定し、可動源対策等、対策が同一の記載については、一部、PWRの代表プラントである伊方3号炉を選定した。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	柏崎6／7号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映した。 ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 補足説明資料 別紙（有毒ガスに係る規則等への適合性）
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。 ② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。

※ 柏崎6／7号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、PWRの代表プラントである伊方3号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【31条：監視設備】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、屋外のモニタリングポストに係る電源供給設計など当該条文は原子炉施設の炉型特有の差異が少ないことから、まとめ資料を作成している時点で最新の既許可プラントである女川2号炉を比較対象として選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、記載内容が充足していることを確認した。 ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要な資料が充足していることを確認した。
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能なため。 ② 資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3/4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【33条：保安電源設備】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3／4号炉
	具体的理由	電源設備構成のうち非常用電源設備について、泊は他PWRと同じ2系列（A系、B系）構成であるのに対して、女川は高圧炉心スプレイ系を有した3系列（区分Ⅰ、区分Ⅱ、区分Ⅲ）構成であり、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備が異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3／4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映した。（文言単位の比較は行わない） ② 資料構成の比較*：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要な資料が充足していることを確認した。
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。 ② 資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【34条：緊急時対策所】

項目		内容
基準適合に係る設計を反映するために比較するプラント	プラント名	大飯3・4号炉
	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文である。 ただし、①代替電源設備では、女川は常設設備と可搬設備を設置して多様性を図っているのに対し、大飯3・4号炉は泊3号炉と同様に可搬設備を複数台設置することで多重性を図っているなど基本設計及び適合方針が類似すること、及び②重大事故等発生時にプルーム放出の恐れがある場合の緊急時対策所を加圧する判断基準について、PWRでは「格納容器の破損」としているのに対し、格納容器ベント設備を有するBWRプラントである女川2号炉では「格納容器ベント」を判断基準として加えており、条件が異なる箇所があることから、PWRプラントとして基準適合性を網羅的に比較する観点から同一炉型である大飯3／4号炉を比較対象として選定する。
最新審査知見を反映するために比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映する。 【事例】空気ボンベによる加圧停止条件の具体的な基準、緊急時対策所内に必要な休憩スペースについて。 ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能なため。 ② 資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【有毒ガス（26条：原子炉制御室、34条：緊急時対策所）】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	柏崎6／7号炉・伊方3号炉
	具体的理由	バックフィットの有毒ガスについて、女川は設置変更許可を受けていないため、まとめ資料を作成している時点で最新の既許可プラントである柏崎6／7号炉を選定し、可動源対策等、対策が同一の記載については、一部、PWRの代表プラントである伊方3号炉を選定した。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	柏崎6／7号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映した。 ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 補足説明資料 別紙（有毒ガスに係る規則等への適合性）
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。 ② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。

※ 柏崎6／7号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、PWRの代表プラントである伊方3号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【35条：通信連絡設備】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求として通信連絡を行うための設備に関する条文であり、炉型特有の差異が少ないことから、最新審査知見の反映も考慮し、女川を比較対象としたうえで泊の記載を見直しする。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映した。 ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能なため。 ② 資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3/4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

SA 条文 に係る

比較対象プラント選定の詳細

【41条：火災】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3／4号炉
	具体的理由	泊の資料構成は先行して審査を実施してきたPWRとほぼ同様である。PWRプラント特有の設計、系統構成及び設備に関する記載（主なPWR特有の記載：C/Vの火災防護対策、建屋配置設計（BWRのT/B建屋の火災防護対策））についてはPWRとBWRで異なり、横並びで比較することは困難なため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から、大飯3／4号炉を比較対象として選定する。また、同様にDB設備の火災防護対策を記載している8条についてもPWRプラントである大飯3／4号炉を比較対象としていることから、41条も同様な比較対象とすることにより、火災防護対策全体としての適合性を確認することができる。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法 (当該方法の選定理由)	<p>① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行う。（文言単位の比較は行わない）</p> <p>② 資料構成の比較：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。</p> <p>① PWRプラント特有の設計、系統構成及び設備に特化した記載（主なPWR特有の記載：C/V内の火災防護対策、建屋配置設計（BWRのT/B建屋の火災防護対策））については、女川2号炉とは大きく異なるが、3連比較表による比較により最新審査知見の確認が可能のため。</p> <p>② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合性の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。</p>

【43条：共通】

項目		内容
基準適合に係る設計を反映するために比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	<p>当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、基本的な適合方針はPWRとBWRで差異はないが、43条の方針は44条以降の要求により設けるそれぞれの重大事故等対処設備が満足すべき43条要求への適合方針を集約したものであるため、記載内容の詳細な部分についてはプラント毎の違いが生じる部分がある。</p> <p>44条以降の要求により設けるそれぞれの重大事故等対処設備は、多くがPWRプラントの設計（系統設計的特徴や配置設計的特徴）を踏まえた手段及び設備であり、44条以降の各条文が比較対象とするプラントの多くが大飯3 / 4号機であるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。</p>
最新審査知見を反映するために比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	<p>① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映する。 （文言単位の比較は行わない） [事例] 考慮すべき自然現象、外部人為事象の抽出、選定に関する記載の充実</p> <p>② 資料構成の比較*：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 補足説明資料（重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針の補足説明資料など）</p>
	（当該方法の選定理由）	<p>① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。</p> <p>② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【44条：ATWS】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	当該条文における重大事故等への対応として、1次系から2次系への除熱を過渡的に悪化させることで原子炉冷却材温度を上昇させ、減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力を抑制できる設計等は、PWR固有のプラント設計に基づくものであり、重大事故等への対応設備・手段がBWRとは大きく異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 基準適合の主旨に係る記載の確認：当該条文の女川まとめ資料の記載内容を確認し、基準への適合性説明として泊まとめ資料の記載に不足する箇所があれば女川の記載に相当する内容を追記する。 ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。 [事例] 添付資料（全て）、補足説明資料（容量設定根拠など）
	(当該方法の選定理由)	① 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備及び重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、資料の記載内容も異なるが、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。 ② 女川まとめ資料との文言単位での比較ではなく、基準への適合性の観点で記載内容を確認することで、必要な記載内容の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【45条：高圧時冷却】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	当該条文における重大事故等への対応に用いる蒸気発生器2次側による炉心冷却手段等については、BWRには存在しない2次系設備を用いるPWR固有のプラント設計に基づくものであり、機能喪失を想定する設計基準事故対応設備及び重大事故等への対応設備・手段がBWRとは大きく異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 基準適合の主旨に係る記載の確認：当該条文の女川まとめ資料の記載内容を確認し、基準への適合性説明として泊まとめ資料の記載に不足する箇所があれば女川の記載に相当する内容を追記する。 ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。 [事例] 添付資料（全て）、補足説明資料（容量設定根拠など）
	(当該方法の選定理由)	① 機能喪失を想定する設計基準事故対応設備及び重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、資料の記載内容も異なるが、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。 ② 女川まとめ資料との文言単位での比較ではなく、基準への適合性の観点で記載内容を確認することで、必要な記載内容の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【46条：減圧】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3／4号炉
	具体的理由	当該条文における重大事故等への対応に用いる蒸気発生器2次側による炉心冷却手段や蒸気発生器伝熱管破損時の対応等については、BWRには存在しない2次系設備を用いるPWR固有のプラント設計に基づくものであり、機能喪失を想定する設計基準事故対応設備及び重大事故等への対応設備・手段がBWRとは大きく異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3／4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 基準適合の主旨に係る記載の確認：当該条文の女川まとめ資料の記載内容を確認し、基準への適合性説明として泊まとめ資料の記載に不足する箇所があれば女川の記載に相当する内容を追記する。 ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。 [事例] 添付資料（全て）、補足説明資料（容量設定根拠など）
	(当該方法の選定理由)	① 機能喪失を想定する設計基準事故対応設備及び重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、資料の記載内容も異なるが、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。 ② 女川まとめ資料との文言単位での比較ではなく、基準への適合性の観点で記載内容を確認することで、必要な記載内容の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【47条：低圧時冷却】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	当該条文における重大事故等への対応に用いる蒸気発生器2次側による炉心冷却手段や格納容器再循環サンプを使用する再循環運転等については、BWRには存在しない設備を用いるPWR固有のプラント設計に基づくものであり、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備及び重大事故等への対応設備・手段がBWRとは大きく異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	<p>① 基準適合の主旨に係る記載の確認：当該条文の女川まとめ資料の記載内容を確認し、基準への適合性説明として泊まとめ資料の記載に不足する箇所があれば女川の記載に相当する内容を追記する。</p> <p>② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。 [事例] 添付資料（全て）、補足説明資料（ポンプ車の構造など）</p>
	(当該方法の選定理由)	<p>① 女川まとめ資料との文言単位での比較ではなく、基準への適合性の観点で記載内容を確認することで、必要な記載内容の充足性を確認することが可能なため。</p> <p>② 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備及び重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、資料の記載内容も異なるが、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【48条：最終ヒートシンク】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	当該条文における重大事故等への対応に用いる蒸気発生器2次側による炉心冷却手段や格納容器内自然対流冷却手段による対応等については、BWRには存在しない設備を用いるPWR固有のプラント設計に基づくものであり、重大事故等への対応設備・手段がBWRとは大きく異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 基準適合の主旨に係る記載の確認：当該条文の女川まとめ資料の記載内容を確認し、基準への適合性説明として泊まとめ資料の記載に不足する箇所があれば女川の記載に相当する内容を追記する。 ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。 [事例] 添付資料（全て）、補足説明資料（ポンプ車の構造など）
	(当該方法の選定理由)	① 女川まとめ資料との文言単位での比較ではなく、基準への適合性の観点で記載内容を確認することで、必要な記載内容の充足性を確認することが可能なため。 ② 重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、資料の記載内容も異なるが、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【49条：CV冷却】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	当該条文における重大事故等への対応に用いる格納容器内自然対流冷却手段による対応等については、BWRには存在しない設備を用いるPWR固有のプラント設計に基づくものであり、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備及び重大事故等への対応設備・手段がBWRとは大きく異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	<p>① 基準適合の主旨に係る記載の確認：当該条文の女川まとめ資料の記載内容を確認し、基準への適合性説明として泊まとめ資料の記載に不足する箇所があれば女川の記載に相当する内容を追記する。</p> <p>② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。 [事例] 添付資料（全て）、補足説明資料（ポンプ車の構造など）</p>
	(当該方法の選定理由)	<p>① 女川まとめ資料との文言単位での比較ではなく、基準への適合性の観点で記載内容を確認することで、必要な記載内容の充足性を確認することが可能なため。</p> <p>② 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備及び重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、資料の記載内容も異なるが、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【50条：過圧破損防止】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	当該条文における重大事故等への対応に用いる格納容器内自然対流冷却手段による対応等については、BWRには存在しない設備を用いるPWR固有のプラント設計に基づくものであり、重大事故等への対応設備・手段がBWRとは大きく異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 基準適合の主旨に係る記載の確認：当該条文の女川まとめ資料の記載内容を確認し、基準への適合性説明として泊まとめ資料の記載に不足する箇所があれば女川の記載に相当する内容を追記する。 ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。 [事例] 添付資料（全て）、補足説明資料（ポンプ車の構造など）
	(当該方法の選定理由)	① 女川まとめ資料との文言単位での比較ではなく、基準への適合性の観点で記載内容を確認することで、必要な記載内容の充足性を確認することが可能なため。 ② 重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、資料の記載内容も異なるが、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【51条：CV下部注水】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	原子炉格納容器構造がBWRとは相違するため、格納容器スプレイ（格納容器下部注水）に用いる設備構成（注水経路）などがPWR固有のプラント設計に基づくものであり、重大事故等への対応設備・手段がBWRとは大きく異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 基準適合の主旨に係る記載の確認：当該条文の女川まとめ資料の記載内容を確認し、基準への適合性説明として泊まとめ資料の記載に不足する箇所があれば女川の記載に相当する内容を追記する。 ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。 [事例] 添付資料（全て）、補足説明資料（容量設定根拠など）
	(当該方法の選定理由)	① 女川まとめ資料との文言単位での比較ではなく、基準への適合性の観点で記載内容を確認することで、必要な記載内容の充足性を確認することが可能なため。 ② 重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、資料の記載内容も異なるが、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【52条：CV水素】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3／4号炉
	具体的理由	当該条文における重大事故等への対応として、原子炉格納容器内水素処理装置（PAR）、格納容器水素イグナイタを活用して原子炉格納容器内で水素濃度を低減する対応については、PWR固有のプラント設計に基づくものであり、重大事故等への対応設備・手段がBWRとは大きく異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3／4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	<p>① 基準適合の主旨に係る記載の確認：当該条文の女川まとめ資料の記載内容を確認し、基準への適合性説明として泊まとめ資料の記載に不足する箇所があれば女川の記載に相当する内容を追記する。</p> <p>② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。 [事例] 添付資料（全て）、補足説明資料（接続図など）</p>
	(当該方法の選定理由)	<p>① 女川まとめ資料との文言単位での比較ではなく、基準への適合性の観点で記載内容を確認することで、必要な記載内容の充足性を確認することが可能なため。</p> <p>② 重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、資料の記載内容も異なるが、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【53条：RB水素】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3／4号炉，一部は伊方3号炉
	具体的理由	当該条文における重大事故等への対応として，原子炉格納容器からの水素漏えいに対する水素排出設備（アニュラス空気浄化ファン）による対応等については，PWR固有のプラント設計に基づくものであり，重大事故等への対応設備・手段がBWRとは大きく異なるため，PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3／4号炉を選定する。 ただし，アニュラス部の水素濃度監視手段については，導入した重大事故等対処設備が類似するプラントとして伊方3号炉を選定する。（可搬型設備でアニュラス内の空気を採取して計測する手段は泊と伊方で同様。大飯はアニュラス内に常設の水素濃度計を設けている。）
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 基準適合の主旨に係る記載の確認：当該条文の女川まとめ資料の記載内容を確認し，基準への適合性説明として泊まとめ資料の記載に不足する箇所があれば女川の記載に相当する内容を追記する。 ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い，その結果，必要と判断した資料を追加する。 [事例] 添付資料（全て）、補足説明資料（容量設定根拠など）
	（当該方法の選定理由）	① 女川まとめ資料との文言単位での比較ではなく，基準への適合性の観点で記載内容を確認することで，必要な記載内容の充足性を確認することが可能なため。 ② 重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため，資料の記載内容も異なるが，資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【54条：SFP】

項目		内容
基準適合に係る設計を反映するために比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であるが、PWRとBWRの使用済燃料ピット（プール）配置の相違などによって、重大事故等への対応に用いる具体的な手順及び設備設計がBWRとは異なるため、基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。
最新審査知見を反映するために比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映する。（文言単位の比較は行わない） [事例] 悪影響防止（ポンプ車が飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計）に係る事項 ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 添付資料（全て）、補足説明資料（接続図など）
	（当該方法の選定理由）	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。 ② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【55条：放射性物質の拡散抑制】

項目		内容
基準適合に係る設計を反映するために比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であるが、原子炉格納容器と使用済燃料ピット（プール）配置の相違により、PWRは原子炉格納容器への放水と使用済燃料ピットへの放水を区別するなど、重大事故等への対応に用いる具体的な手順及び設備設計がBWRとは異なるため、基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。
最新審査知見を反映するために比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映する。（文言単位の比較は行わない） [事例] 悪影響防止（ポンプ車が飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計）に係る事項 ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 添付資料（全て）、補足説明資料（接続図など）
	（当該方法の選定理由）	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。 ② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【56条：水源】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	当該条文における重大事故等への対応に用いる原子炉格納容器を水源とする代替再循環設備については、BWRには存在しない設備を用いるPWR固有のプラント設計に基づくものであり、サプレッションチェンバを水源として使用するBWRとは機能喪失を想定する設計基準事故対処設備及び重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	<p>① 基準適合の主旨に係る記載の確認：当該条文の女川まとめ資料の記載内容を確認し、基準への適合性説明として泊まとめ資料の記載に不足する箇所があれば女川の記載に相当する内容を追記する。</p> <p>② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。 [事例] 添付資料（全て）、補足説明資料（ポンプ車の構造など）</p>
	(当該方法の選定理由)	<p>① 女川まとめ資料との文言単位での比較ではなく、基準への適合性の観点で記載内容を確認することで、必要な記載内容の充足性を確認することが可能なため。</p> <p>② 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備及び重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、資料の記載内容も異なるが、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【57条：電源】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3／4号炉
	具体的理由	電源設備構成のうち非常用電源設備について、泊は他PWRと同じ2系列（A系、B系）構成であるのに対して、女川は高圧炉心スプレイ系を有した3系列（区分Ⅰ、区分Ⅱ、区分Ⅲ）構成であり、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備及び重大事故等への対応設備・手段が異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3／4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を記載する。（文言単位の比較は行わない） ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。 [事例] 添付資料（全て）、補足説明資料（容量設定根拠など）
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。 ② 資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【58条：計装】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	PWRとBWR間でプラントの系統構成及び系統を監視するパラメータが大きく異なっており、機能喪失を想定する重大事故等への対応設備・手段が異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を記載する。（文言単位の比較は行わない） ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。 [事例] 添付資料（全て）、補足説明資料（女川の58-11「主要パラメータの抽出について」、58-13「重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ」、58-14「「実用発電用原子炉及びその附属設備の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の第58条に基づく主要な重大事故等対処設備一覧表」など）
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。 ② 資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【59条：原子炉制御室】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉・大飯3／4号炉
	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため、基本的にはまとめ資料を作成している時点で最新の既許可プラントである女川2号炉を比較対象として選定する。ただし、放射性物質の濃度を低減するための設備や被ばく評価における事故シーケンスの選定がBWRとは異なるため、PWR固有の設計に係る事項については部分的に大飯3／4号炉を比較対象として選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映することとした。 [事例] 補足説明資料の添付資料（59-7 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について 添付資料「運転員の勤務体系を踏まえた被ばく評価結果について」、「室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばくの評価方法について」等） ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 添付資料（全て）、補足説明資料（容量設定根拠など）
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能なため。 ② 資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【60条：監視測定】

項目		内容
基準適合に係る設計を反映するために比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、屋外の可搬型モニタリングポスト設置など原子炉施設の炉型特有の差異が少ないことから、まとめ資料を作成している時点で最新の既許可プラントである女川2号炉を比較対象として選定する。
最新審査知見を反映するために比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、記載内容が充足していることを確認した。 ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 添付資料（全て）、補足説明資料（容量設定根拠など）
	（当該方法の選定理由）	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。 ② 資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3/4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【61条：緊急時対策所】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3・4号炉
	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文である。 ただし、代替電源設備では、女川は常設設備と可搬設備を設置して多様性を図っているのに対し、大飯3・4号炉は泊3号炉と同様に可搬設備を複数台設置することで多重性を図っているなど基本設計及び適合方針が類似することから、PWRプラントとして基準適合性を網羅的に比較する観点から同一炉型である大飯3／4号炉を比較対象として選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映した。 [事例] 補足説明資料の添付資料（61-6 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について 添付資料「放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく評価方法について」） ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。 [事例] 添付資料（全て）、補足説明資料（容量設定根拠など）
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。 ② 資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【62条：通信連絡】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求として通信連絡を行うための設備に関する条文であり、炉型特有の差異が少ないことから、最新審査知見の反映も考慮し、女川を比較対象としたうえで泊の記載を見直しする。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映した。 ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能なため。 ② 資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3/4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【その他】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	その他の重大事故等対処設備は、1次冷却設備、原子炉格納施設、燃料貯蔵設備、非常用取水設備、補機駆動用燃料設備を重大事故等対処設備として使用するに際しての重大事故等対処設備としての設計方針を記載している。これらは、設計基準事故対処設備等の機能を重大事故等対処設備として使用するものであるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	<p>① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映する。（文言単位の比較は行わない）</p> <p>② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 補足説明資料（SA設備基準適合性一覧表など）</p>
	(当該方法の選定理由)	<p>① その他の重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等の機能を重大事故等対処設備として使用するに際しての重大事故等対処設備としての設計方針を記載するものであり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。</p> <p>② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

技術的能力に係る

比較対象プラント選定の詳細

【1.0：共通】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	当該条文は、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力、重大事故等対処設備に係る共通の要求に係る条文であるが、格納容器再循環ユニットを用いた格納容器内自然対流冷却、格納容器水素イグナイタによる格納容器内水素濃度低減対策等、PWRとBWRでは重大事故等への対応に用いる具体的な手順等が異なるため、基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映した。（文言単位の比較は行わない） [事例] 複数号炉同時被災時の体制（1,2号炉運転員の追記）。参集要員の要員数、参集に要する時間について。 ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認した。
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力、重大事故等対処設備に係る共通の要求に係る条文であり、文章構成も同等であることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。 ② 資料構成の比較・整理により基準適合性の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【1.0.2 : アクセスルート】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	具体的理由	当該審査項目は、想定される重大事故等が発生した場合に可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するための道路及び通路を確保するための運用管理に関する項目である。基本的な適合方針はPWRとBWRで差異はないことから、BWRの最新審査知見である女川2号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映する。
	(当該方法の選定理由)	① 泊の文章構成を、女川と同じ構成とするため、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。

【1.1 : ATWS】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	当該条文における重大事故等への対応に用いる原子炉出力を抑制するとともに原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するための設備として、補助給水系、主蒸気逃がし弁等の蒸気発生器2次側を活用することによる対応等についてはPWR固有の設計に基づくものであり、機能喪失を想定する設計基準事故対応設備及び重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法 (当該方法の選定理由)	① 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 添付資料（手順着手の判断基準、操作手順の解釈など） ② 機能喪失を想定する設計基準事故対応設備及び重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、資料の記載内容も異なるが、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【1.2：高圧時冷却】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	当該条文における重大事故等への対応に用いる蒸気発生器2次側による炉心冷却手段の活用による対応等についてはPWR固有の設計に基づくものであり、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備及び重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 資料構成の比較*：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 添付資料（手順着手の判断基準、操作手順の解釈など）
	(当該方法の選定理由)	① 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備及び重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、資料の記載内容も異なるが、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【1.3：減圧】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3／4号炉
	具体的理由	当該条文における重大事故等への対応に用いる蒸気発生器2次側による炉心冷却手段の活用や蒸気発生器伝熱管破損時の対応等についてはPWR固有の設計に基づくものであり、機能喪失を想定する設計基準事故対応設備及び重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3／4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 添付資料（手順着手の判断基準、操作手順の解釈など）
	(当該方法の選定理由)	① 機能喪失を想定する設計基準事故対応設備及び重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、資料の記載内容も異なるが、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【1.4：低圧時冷却】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3／4号炉
	具体的理由	当該条文における重大事故等への対応に用いる蒸気発生器2次側による炉心冷却手段の活用による対応等についてはPWR固有の設計に基づくものであり、炉心冷却に用いる設備構成の相違など、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備及び重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3／4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 添付資料（手順着手の判断基準、操作手順の解釈など）
	(当該方法の選定理由)	① 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備及び重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、資料の記載内容も異なるが、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【1.5：最終ヒートシンク】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3／4号炉
	具体的理由	当該条文における重大事故等への対応に用いる蒸気発生器2次側による炉心冷却手段や格納容器内自然対流冷却手段の活用による対応等についてはPWR固有の設計に基づくものであり、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備及び重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3／4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 添付資料（手順着手の判断基準、操作手順の解釈など）
	(当該方法の選定理由)	① 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備及び重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、資料の記載内容も異なるが、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【1.6 : CV 冷却】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	当該条文における重大事故等への対応に用いる格納容器内自然対流冷却手段の活用による対応等についてはPWR固有の設計に基づくものであり、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備及び重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 添付資料（手順着手の判断基準、操作手順の解釈など）
	(当該方法の選定理由)	① 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備及び重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、資料の記載内容も異なるが、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【1.7 : CV 過圧破損防止】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	当該条文における重大事故等への対応に用いる格納容器内自然対流冷却手段の活用による対応等についてはPWR固有の設計に基づくものであり、重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 添付資料（手順着手の判断基準、操作手順の解釈など）
	(当該方法の選定理由)	① 重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、資料の記載内容も異なるが、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【1.8 : CV 下部注水】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	原子炉格納容器構造の違いによる格納容器スプレイ（格納容器下部注水）に用いる設備構成の相違など、重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 添付資料（手順着手の判断基準、操作手順の解釈など）
	(当該方法の選定理由)	① 重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、資料の記載内容も異なるが、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【1.9 : CV 水素】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	当該条文における重大事故等への対応に用いる原子炉格納容器内水素処理装置 (PAR)、格納容器水素イグナイタの活用による対応等についてはPWR固有の設計に基づくものであり、重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 添付資料 (手順着手の判断基準、操作手順の解釈など)
	(当該方法の選定理由)	① 重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、資料の記載内容も異なるが、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況 (資料構成と内容) を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【1.10 : RB 水素】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	当該条文における重大事故等への対応に用いる原子炉格納容器からの水素漏えいに対する水素排出設備（アニュラス空気浄化ファン）による対応等についてはPWR固有の設計に基づくものであり、重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 添付資料（手順着手の判断基準、操作手順の解釈など）
	(当該方法の選定理由)	① 重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、資料の記載内容も異なるが、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【1.11 : SFP】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であるが、PWRとBWRの使用済燃料ピット（プール）配置の相違などによって、重大事故等への対応に用いる具体的な手順及び設備設計が異なるため、基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、記載内容の充足性を確認した。（文言単位の比較は行わない） ② 資料構成の比較*：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 添付資料（手順着手の判断基準、操作手順の解釈など）
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。 ② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【1.12：放射性物質の拡散抑制】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3／4号炉
	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であるが、PWRとBWRの使用済燃料ピット（プール）配置、アニュラス部の有無およびフィルタベント設備の有無などの相違によって、重大事故等への対応に用いる具体的な手順及び設備設計が異なるため、基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3／4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、記載内容の充足性を確認した。（文言単位の比較は行わない） ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 添付資料（手順着手の判断基準、操作手順の解釈など）
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。 ② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【1.13：水源】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3／4号炉
	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であるが、重大事故等への対応に用いる蒸気発生器2次側による炉心冷却の代替手段等についてはPWR固有のプラント設計に基づくものであり、かつPWR固有の要求事項である代替再循環設備の確保など重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3／4号を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 添付資料の一部（手順着手の判断基準、操作手順の解釈など）
	(当該方法の選定理由)	① 重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、資料の記載内容も異なるが、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

- ① 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【1.14：電源】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3／4号炉
	具体的理由	電源設備構成のうち非常用電源設備について、泊は他PWRと同じ2系列（A系、B系）構成であるのに対して、女川は高圧炉心スプレイ系を有した3系列（区分Ⅰ、区分Ⅱ、区分Ⅲ）構成であり、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備及び重大事故等への対応設備・手段が異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3／4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、記載内容の充足性を確認した。（文言単位の比較は行わない） ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 添付資料（手順着手の判断基準、操作手順の解釈など）
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。 ② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【1.15：計装】

項目		内容
基準適合に係る設計を反映するために比較するプラント	プラント名	大飯3／4号炉、伊方3号炉
	具体的理由	<p>当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であるが、PWRとBWRの系統構成及び系統を監視するパラメータが大きく異なっており、重大事故等への対応に用いる具体的な手順及び設備設計が異なるため、基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3／4号炉、伊方3号炉を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉のパラメータ選定フローは、伊方3号炉のパラメータ選定フローを参考に作成したことから、本文1.15.1「対応手段と設備の選定」の記載内容は伊方3号炉を比較対象としている。 本文1.15.2「重大事故等時の手順等」以降は、PWR最新プラントである大飯3／4号を比較対象としている。
最新審査知見を反映するために比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	<p>① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、記載内容の充足性を確認した。（文言単位の比較は行わない）</p> <p>② 資料構成の比較*：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。</p> <p>[事例] 添付資料（手順着手の判断基準、操作手順の解釈など）</p>
	(当該方法の選定理由)	<p>① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。</p> <p>② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【1.16：原子炉制御室】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であるが、PWRプラントとBWRプラントではアニュラス部の有無などの相違によって放射性物質の濃度を低減するための対応設備・手段（PWRのアニュラス空気浄化設備による対応、BWRの非常用ガス処理系による対応）などが異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、記載内容の充足性を確認した。（文言単位の比較は行わない） ② 資料構成の比較*：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 添付資料（手順着手の判断基準、操作手順の解釈など）
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。 ② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【1.17：監視測定】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定など原子炉施設の炉型特有の差異が少ないことから、まとめ資料を作成している時点で最新の既許可プラントである女川2号炉を比較対象として選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、記載内容が充足していることを確認した。 ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要な資料が充足していることを確認した。
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。 ② 資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3/4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【1.18：緊急時対策所】

項目		内容
基準適合に係る設計を反映するために比較するプラント	プラント名	大飯3・4号炉
	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文である。 ただし、①代替電源設備では、女川は常設設備と可搬設備を設置して多様性を図っているのに対し、大飯3・4号炉は泊3号炉と同様に可搬設備を複数台設置することで多重性を図っているなど基本設計及び適合方針が類似すること、及び②重大事故等発生時にプルーム放出の恐れがある場合の緊急時対策所を加圧する判断基準について、PWRでは「格納容器の破損」としているのに対し、格納容器ベント設備を有するBWRプラントである女川2号炉では「格納容器ベント」を判断基準として加えており、条件が異なる箇所があることから、PWRプラントとして基準適合性を網羅的に比較する観点から同一炉型である大飯3／4号炉を比較対象として選定する。
最新審査知見を反映するために比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映した。 【事例】 空気ボンベによる加圧停止条件の具体的な基準
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。

【1.19 条：通信連絡】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求として通信連絡を行うための設備に関する条文であり、炉型特有の差異が少ないことから、最新審査知見の反映も考慮し、女川を比較対象としたうえで泊の記載を見直しする。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映した。 ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能なため。 ② 資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWR の先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3/4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【2.1：大規模損壊】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	当該条文は、大規模損壊の発生時における当該事故に対処するために必要な手順書、体制及び資機材の整備に係る原子炉施設に共通の要求に係る条文であるが、大規模損壊対応に係る手順書体系や大規模損壊発生時の初動対応フローの構成等の運用に係る泊3号炉の考え方（基準への適合方針）は、大飯3 / 4号炉との類似性を有している。また、技術的能力審査基準1.2から1.14の各項目について、大規模な自然災害及び故意による大型航空機の衝突その他テロリズムを想定した手順等を整備する方針を示すにあたっては、蒸気発生器2次側による炉心冷却や格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却のようなPWR固有のプラント設計に基づいて整備する手順等が含まれることから、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、記載内容の充足性を確認した。（文言単位の比較は行わない） ② 資料構成の比較*：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認した。
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。 ② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

有効性評価に係る

比較対象プラント選定の詳細

【7.1.2：全交流電源喪失（運転中）】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	高浜3 / 4号炉、大飯3 / 4号炉
	具体的理由	<p>【高浜3 / 4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高浜3 / 4号炉は泊3号炉と有効性評価の対策・事象進展等が同様であるPWR3ループプラントであり、基準適合性を網羅的に比較可能 ・また、PWRにおける再稼働審査の最終審査実績である大飯3 / 4号炉と同一の電力会社のプラントであり、資料構成等も類似しているため効果的に比較可能 <p>【大飯3 / 4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3 / 4号炉はPWRにおける再稼働審査の最終審査実績であり、基準への適合性を網羅的に比較可能
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	<p>① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要な内容が記載されていることを確認した。（文言単位の比較は行わない）</p> <p>② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要な資料が充足していることを確認した。</p>
	(当該方法の選定理由)	<p>① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章校正も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。</p> <p>② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【7.1.5：原子炉停止機能喪失】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	高浜3 / 4号炉、大飯3 / 4号炉
	具体的理由	<p>【高浜3 / 4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高浜3 / 4号炉は泊3号炉と有効性評価の対策・事象進展等が同様であるPWR 3ループプラントであり、基準適合性を網羅的に比較可能 ・また、PWRにおける再稼働審査の最終審査実績である大飯3 / 4号炉と同一の電力会社のプラントであり、資料構成等も類似しているため効果的に比較可能 <p>【大飯3 / 4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3 / 4号炉はPWRにおける再稼働審査の最終審査実績であり、基準への適合性を網羅的に比較可能
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を 得るための主な方法 (当該方法の選定理由)	<p>① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要な内容が記載されていることを確認した。（文言単位の比較は行わない）</p> <p>② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要な資料が充足していることを確認した。</p> <hr/> <p>① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章校正も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。</p> <p>② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【7.1.6 : ECGS 注水機能喪失】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	高浜3 / 4号炉、大飯3 / 4号炉
	具体的理由	<p>【高浜3 / 4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高浜3 / 4号炉は泊3号炉と有効性評価の対策・事象進展等が同様であるPWR3ループプラントであり、基準適合性を網羅的に比較可能 ・また、PWRにおける再稼働審査の最終審査実績である大飯3 / 4号炉と同一の電力会社のプラントであり、資料構成等も類似しているため効果的に比較可能 <p>【大飯3 / 4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3 / 4号炉はPWRにおける再稼働審査の最終審査実績であり、基準への適合性を網羅的に比較可能
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	<p>① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要な内容が記載されていることを確認した。（文言単位の比較は行わない）</p> <p>② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。</p> <p>[事例] 添付資料</p>
	(当該方法の選定理由)	<p>① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章校正も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。</p> <p>② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【7.1.8：格納容器バイパス】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	高浜3 / 4号炉、大飯3 / 4号炉
	具体的理由	<p>【高浜3 / 4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高浜3 / 4号炉は泊3号炉と有効性評価の対策・事象進展等が同様であるPWR3ループプラントであり、基準適合性を網羅的に比較可能 ・また、PWRにおける再稼働審査の最終審査実績である大飯3 / 4号炉と同一の電力会社のプラントであり、資料構成等も類似しているため効果的に比較可能 <p>【大飯3 / 4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3 / 4号炉はPWRにおける再稼働審査の最終審査実績であり、基準への適合性を網羅的に比較可能
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	<p>① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要な内容が記載されていることを確認した。（文言単位の比較は行わない）</p> <p>② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。</p> <p>[事例] 添付資料</p>
	(当該方法の選定理由)	<p>① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章校正も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。</p> <p>② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【7.2.1：格納容器過圧破損防止】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	高浜3／4号炉、大飯3／4号炉
	具体的理由	<p>【高浜3／4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高浜3／4号炉は泊3号炉と有効性評価の対策・事象進展等が同様であるPWR3ループプラントであり、基準適合性を網羅的に比較可能 ・また、PWRにおける再稼働審査の最終審査実績である大飯3／4号炉と同一の電力会社のプラントであり、資料構成等も類似しているため効果的に比較可能 <p>【大飯3／4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3／4号炉はPWRにおける再稼働審査の最終審査実績であり、基準への適合性を網羅的に比較可能
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を 得るための主な方法 ----- (当該方法の選定理由)	<p>① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要な内容が記載されていることを確認した。（文言単位の比較は行わない）</p> <p>② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要な資料が充足していることを確認した。</p> <p>-----</p> <p>① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章校正も類似の部分があることから、比較表形式で比較により最新審査知見の確認が可能のため。</p> <p>② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【7.2.2：高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	高浜3／4号炉、大飯3／4号炉
	具体的理由	<p>【高浜3／4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高浜3／4号炉は泊3号炉と有効性評価の対策・事象進展等が同様であるPWR3ループプラントであり、基準適合性を網羅的に比較可能 ・また、PWRにおける再稼働審査の最終審査実績である大飯3／4号炉と同一の電力会社のプラントであり、資料構成等も類似しているため効果的に比較可能 <p>【大飯3／4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3／4号炉はPWRにおける再稼働審査の最終審査実績であり、基準への適合性を網羅的に比較可能
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	<p>① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要な内容が記載されていることを確認した。（文言単位の比較は行わない）</p> <p>② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要な資料が充足していることを確認した。</p>
	(当該方法の選定理由)	<p>① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章校正も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。</p> <p>② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【7.2.3：原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	高浜3／4号炉、大飯3／4号炉
	具体的理由	<p>【高浜3／4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高浜3／4号炉は泊3号炉と有効性評価の対策・事象進展等が同様であるPWR3ループプラントであり、基準適合性を網羅的に比較可能 ・また、PWRにおける再稼働審査の最終審査実績である大飯3／4号炉と同一の電力会社のプラントであり、資料構成等も類似しているため効果的に比較可能 <p>【大飯3／4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3／4号炉はPWRにおける再稼働審査の最終審査実績であり、基準への適合性を網羅的に比較可能
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	<p>① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映した。（文言単位の比較は行わない）</p> <p>〔事例〕 本事故シーケンスグループにおいて水蒸気爆発ではなく圧力スパイクを評価することを明確化、FCI実験の知見についてまとめ資料本文に明記</p> <p>② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要な資料が充足していることを確認した。</p>
	(当該方法の選定理由)	<p>① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章校正も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。</p> <p>② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【7.2.4：水素燃焼】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	高浜3 / 4号炉、大飯3 / 4号炉
	具体的理由	<p>【高浜3 / 4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高浜3 / 4号炉は泊3号炉と有効性評価の対策・事象進展等が同様であるPWR3ループプラントであり、基準適合性を網羅的に比較可能 ・また、PWRにおける再稼働審査の最終審査実績である大飯3 / 4号炉と同一の電力会社のプラントであり、資料構成等も類似しているため効果的に比較可能 <p>【大飯3 / 4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3 / 4号炉はPWRにおける再稼働審査の最終審査実績であり、基準への適合性を網羅的に比較可能
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を 得るための主な方法 (当該方法の選定理由)	<p>① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要な内容が記載されていることを確認した。（文言単位の比較は行わない）</p> <p>② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要な資料が充足していることを確認した。</p> <hr/> <p>① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章校正も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。</p> <p>② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【7.2.5：溶融炉心・コンクリート相互作用】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	高浜3／4号炉、大飯3／4号炉
	具体的理由	<p>【高浜3／4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高浜3／4号炉は泊3号炉と有効性評価の対策・事象進展等が同様であるPWR3ループプラントであり、基準適合性を網羅的に比較可能 ・また、PWRにおける再稼働審査の最終審査実績である大飯3／4号炉と同一の電力会社のプラントであり、資料構成等も類似しているため効果的に比較可能 <p>【大飯3／4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3／4号炉はPWRにおける再稼働審査の最終審査実績であり、基準への適合性を網羅的に比較可能
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	<p>① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映した。（文言単位の比較は行わない）</p> <p>〔事例〕評価項目の結果を記載する箇所において具体的なベースマット侵食深さを記載</p> <p>② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要な資料が充足していることを確認した。</p>
	(当該方法の選定理由)	<p>① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章校正も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。</p> <p>② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【7.4.1：崩壊熱除去機能喪失】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	高浜3／4号炉、大飯3／4号炉
	具体的理由	<p>【高浜3／4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高浜3／4号炉は泊3号炉と有効性評価の対策・事象進展等が同様であるPWR3ループプラントであり、基準適合性を網羅的に比較可能 ・また、PWRにおける再稼働審査の最終審査実績である大飯3／4号炉と同一の電力会社のプラントであり、資料構成等も類似しているため効果的に比較可能 <p>【大飯3／4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3／4号炉はPWRにおける再稼働審査の最終審査実績であり、基準への適合性を網羅的に比較可能
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	<p>① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要な内容が記載されていることを確認した。（文言単位の比較は行わない）</p> <p>② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要な資料が充足していることを確認した。</p>
	(当該方法の選定理由)	<p>① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章校正も類似の部分があることから、比較表形式で比較により最新審査知見の確認が可能のため。</p> <p>② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【7.4.2：全交流電源喪失（停止中）】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	高浜3／4号炉、大飯3／4号炉
	具体的理由	<p>【高浜3／4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高浜3／4号炉は泊3号炉と有効性評価の対策・事象進展等が同様であるPWR3ループプラントであり、基準適合性を網羅的に比較可能 ・また、PWRにおける再稼働審査の最終審査実績である大飯3／4号炉と同一の電力会社のプラントであり、資料構成等も類似しているため効果的に比較可能 <p>【大飯3／4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3／4号炉はPWRにおける再稼働審査の最終審査実績であり、基準への適合性を網羅的に比較可能
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	<p>① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要な内容が記載されていることを確認した。（文言単位の比較は行わない）</p> <p>② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要な資料が充足していることを確認した。</p>
	(当該方法の選定理由)	<p>① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章校正も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。</p> <p>② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【7.4.3：原子炉冷却材の流出】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	高浜3／4号炉、大飯3／4号炉
	具体的理由	<p>【高浜3／4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高浜3／4号炉は泊3号炉と有効性評価の対策・事象進展等が同様であるPWR3ループプラントであり、基準適合性を網羅的に比較可能 ・また、PWRにおける再稼働審査の最終審査実績である大飯3／4号炉と同一の電力会社のプラントであり、資料構成等も類似しているため効果的に比較可能 <p>【大飯3／4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3／4号炉はPWRにおける再稼働審査の最終審査実績であり、基準への適合性を網羅的に比較可能
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	<p>① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要な内容が記載されていることを確認した。（文言単位の比較は行わない）</p> <p>② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。</p> <p>[事例] 添付資料</p>
	(当該方法の選定理由)	<p>① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章校正も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。</p> <p>② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【7.4.4：反応度の誤投入】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	高浜3 / 4号炉、大飯3 / 4号炉
	具体的理由	<p>【高浜3 / 4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高浜3 / 4号炉は泊3号炉と有効性評価の対策・事象進展等が同様であるPWR3ループプラントであり、基準適合性を網羅的に比較可能 ・また、PWRにおける再稼働審査の最終審査実績である大飯3 / 4号炉と同一の電力会社のプラントであり、資料構成等も類似しているため効果的に比較可能 <p>【大飯3 / 4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3 / 4号炉はPWRにおける再稼働審査の最終審査実績であり、基準への適合性を網羅的に比較可能
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	<p>① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要な内容が記載されていることを確認した。（文言単位の比較は行わない）</p> <p>② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要な資料が充足していることを確認した。</p>
	(当該方法の選定理由)	<p>① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章校正も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。</p> <p>② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【7.1.1：2次冷却系からの除熱機能喪失】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	高浜3／4号炉、大飯3／4号炉
	具体的理由	<p>【高浜3／4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高浜3／4号炉は泊3号炉と有効性評価の対策・事象進展等が同様であるPWR3ループプラントであり、基準適合性を網羅的に比較可能 ・また、PWRにおける再稼働審査の最終審査実績である大飯3／4号炉と同一の電力会社のプラントであり、資料構成等も類似しているため効果的に比較可能 <p>【大飯3／4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3／4号炉はPWRにおける再稼働審査の最終審査実績であり、基準への適合性を網羅的に比較可能
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を 得るための主な方法 ----- (当該方法の選定理由)	<p>① 他の事故シーケンスグループ等の資料構成の比較結果の反映※：他の事故シーケンスグループ等のまとめ資料の構成の比較・整理結果から本事故シーケンスグループ等への水平展開・反映要否を検討し、その結果、必要な資料が充足していることを確認した。</p> <p>① 直接比較する事故シーケンスグループ等がなくても、他の事故シーケンスグループ等のまとめ資料の構成の比較・整理結果から本事故シーケンスグループ等の基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【7.1.3：原子炉補機冷却機能喪失】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	高浜3／4号炉、大飯3／4号炉
	具体的理由	<p>【高浜3／4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高浜3／4号炉は泊3号炉と有効性評価の対策・事象進展等が同様であるPWR3ループプラントであり、基準適合性を網羅的に比較可能 ・また、PWRにおける再稼働審査の最終審査実績である大飯3／4号炉と同一の電力会社のプラントであり、資料構成等も類似しているため効果的に比較可能 <p>【大飯3／4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3／4号炉はPWRにおける再稼働審査の最終審査実績であり、基準への適合性を網羅的に比較可能
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法 ----- (当該方法の選定理由)	<p>① 他の事故シーケンスグループ等の資料構成の比較結果の反映※：他の事故シーケンスグループ等のまとめ資料の構成の比較・整理結果から本事故シーケンスグループ等への水平展開・反映要否を検討し、その結果、必要な資料が充足していることを確認した。</p> <p>① 直接比較する事故シーケンスグループ等がなくても、他の事故シーケンスグループ等のまとめ資料の構成の比較・整理結果から本事故シーケンスグループ等の基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【7.1.4：原子炉格納容器の除熱機能喪失】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	高浜3／4号炉、大飯3／4号炉
	具体的理由	<p>【高浜3／4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高浜3／4号炉は泊3号炉と有効性評価の対策・事象進展等が同様であるPWR3ループプラントであり、基準適合性を網羅的に比較可能 ・また、PWRにおける再稼働審査の最終審査実績である大飯3／4号炉と同一の電力会社のプラントであり、資料構成等も類似しているため効果的に比較可能 <p>【大飯3／4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3／4号炉はPWRにおける再稼働審査の最終審査実績であり、基準への適合性を網羅的に比較可能
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	<p>① 他の事故シーケンスグループ等の資料構成の比較結果の反映※：他の事故シーケンスグループ等のまとめ資料の構成の比較・整理結果から本事故シーケンスグループ等への水平展開・反映要否を検討し、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。</p> <p>[事例] 添付資料</p>
	(当該方法の選定理由)	<p>① 直接比較する事故シーケンスグループ等がなくても、他の事故シーケンスグループ等のまとめ資料の構成の比較・整理結果から本事故シーケンスグループ等の基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【7.1.7 : ECGS 再循環機能喪失】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	高浜3 / 4号炉、大飯3 / 4号炉
	具体的理由	<p>【高浜3 / 4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高浜3 / 4号炉は泊3号炉と有効性評価の対策・事象進展等が同様であるPWR3ループプラントであり、基準適合性を網羅的に比較可能 ・また、PWRにおける再稼働審査の最終審査実績である大飯3 / 4号炉と同一の電力会社のプラントであり、資料構成等も類似しているため効果的に比較可能 <p>【大飯3 / 4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3 / 4号炉はPWRにおける再稼働審査の最終審査実績であり、基準への適合性を網羅的に比較可能
最新審査知見を 反映するために 整理するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を 得るための主な方法 ----- (当該方法の選定理由)	<p>① 他の事故シーケンスグループ等の資料構成の比較結果の反映※：他の事故シーケンスグループ等のまとめ資料の構成の比較・整理結果から本事故シーケンスグループ等への水平展開・反映要否を検討し、その結果、必要な資料が充足していることを確認した。</p> <p>① 直接比較する事故シーケンスグループ等がなくても、他の事故シーケンスグループ等のまとめ資料の構成の比較・整理結果から本事故シーケンスグループ等の基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【7.2.1：格納容器過温破損防止】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	高浜3／4号炉、大飯3／4号炉
	具体的理由	<p>【高浜3／4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高浜3／4号炉は泊3号炉と有効性評価の対策・事象進展等が同様であるPWR3ループプラントであり、基準適合性を網羅的に比較可能 ・また、PWRにおける再稼働審査の最終審査実績である大飯3／4号炉と同一の電力会社のプラントであり、資料構成等も類似しているため効果的に比較可能 <p>【大飯3／4号炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3／4号炉はPWRにおける再稼働審査の最終審査実績であり、基準への適合性を網羅的に比較可能
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 他の事故シーケンスグループ等の資料構成の比較結果の反映※：他の事故シーケンスグループ等のまとめ資料の構成の比較・整理結果から本事故シーケンスグループ等への水平展開・反映要否を検討し、その結果、必要な資料が充足していることを確認した。
	(当該方法の選定理由)	① 直接比較する事故シーケンスグループ等がなくても、他の事故シーケンスグループ等のまとめ資料の構成の比較・整理結果から本事故シーケンスグループ等の基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【6：基本的考え方】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	有効性評価の基本的考え方は有効性評価を行う評価対象を整理し、評価項目を設定した上で評価に当たって考慮する事項、使用する解析コード、解析の条件設定等の考え方をまとめた資料であるが、事故シーケンスグループ等（重要事故シーケンス等）、解析コード、解析条件等はPWRとBWRでは大きく異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映した。（文言単位の比較は行わない） [事例] 有効性評価における重要事故シーケンス等と技術的能力審査基準／設置許可基準規則／技術基準規則との関連の表の追加 ② 資料構成の比較※：当該事故シーケンスグループ等のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 添付資料
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。 ② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【7.3.1：想定事故1】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3／4号炉
	具体的理由	想定事故1は原子炉施設に共通の要求に係る事故シーケンスであるが、PWRとBWRの使用済燃料ピット（プール）配置の相違などによって、重大事故等への対応に用いる具体的な手順及び設備設計が異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3／4号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映した。（文言単位の比較は行わない） [事例] 有効性評価の条件に運転停止中の使用済燃料ピットを対象とすることを明記、想定事故1と重大事故等との対応が重畳した場合にも対処可能であることを明記 ② 資料構成の比較※：当該事故シーケンスグループ等のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要な資料が充足していることを確認した。
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。 ② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【7.3.2：想定事故2】

項目		内容
基準適合に係る設計を反映するために比較するプラント	プラント名	大飯3／4号炉
	具体的理由	想定事故2は原子炉施設に共通の要求に係る事故シーケンスであるが、PWRとBWRの使用済燃料ピット（プール）配置の相違などによって、重大事故等への対応に用いる具体的な手順及び設備設計が異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3／4号炉を選定する。
最新審査知見を反映するために比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	<p>① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映した。（文言単位の比較は行わない）</p> <p>〔事例〕有効性評価の条件に運転停止中の使用済燃料ピットを対象とすることを明記、想定事故2と重大事故等との対応が重畳した場合にも対処可能であることを明記</p> <p>② 資料構成の比較※：当該事故シーケンスグループ等のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。</p> <p>〔事例〕添付資料</p>
	(当該方法の選定理由)	<p>① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式の比較により最新審査知見の確認が可能のため。</p> <p>② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【7.5：必要な要員及び資源の評価】

項目		内容
基準適合に係る設計を反映するために比較するプラント	プラント名	大飯3／4号炉
	具体的理由	必要な要員及び資源の評価は重大事故等対策時に必要な要員及び資源の評価条件、評価結果をまとめた資料であるが、各事故シーケンスグループ等の手順・対策がPWRとBWRで相違し、必要な要員及び資源の評価結果が大きく異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3／4号炉を選定する。
最新審査知見を反映するために比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要な内容が記載されていることを確認した。（文言単位の比較は行わない） ② 資料構成の比較※：当該事故シーケンスグループ等のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 添付資料
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。 ② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3／4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【有効性評価：CV温度圧力】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉, 伊方3号炉
	具体的理由	<p>(大飯3 / 4号炉) PWRにおける再稼働審査の最終実績であり, 基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。</p> <p>(伊方3号炉) 再稼働審査の実績としては伊方3号炉よりも, 高浜1 / 2号炉や美浜3号炉の方が後ではあるが, 以下の通り泊3号炉と同じ「3ループプラント」「PWR鋼製格納容器」であり, 最高使用温度・圧力等の設計が類似する「伊方3号炉」を選定する。</p> <p>○高浜1 / 2号炉, 美浜3号炉の原子炉格納容器 最高使用圧力: 0.261MPa 最高使用温度: 122℃ 板厚 : 38mm</p> <p>○泊3号炉, 伊方3号炉の原子炉格納容器 最高使用圧力: 0.283MPa 最高使用温度: 132℃ 板厚 : 44.5mm</p>
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法 (当該方法の選定理由)	<p>① 資料構成の比較*: 当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い, 必要な資料が充足していることを説明する。</p> <p>① PWRとBWRの相違により格納容器の設計が異なるが, 資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認するため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え, PWRの先行審査実績の取り込みの総括として, 大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況(資料構成と内容)を条文・審査項目毎に確認し, 基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【7. 重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故に対する対策の有効性評価】

【付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉（大飯3／4号炉）
	具体的理由	<p>当該資料は、事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定プロセス及びその結果について説明するものであり、PRA の評価結果に基づく選定プロセスおよび考慮事項等についてはプラント間で大きく相違しないことから、資料の構成や文言単位に至るまで網羅的に参照する観点で、最新審査実績である「女川2号炉」を選定する。</p> <p>なお、起回事象、成功基準等、PRA の個別の評価に係る PWR 特有の部分については、モデルの適切性に係る技術的な比較が可能な同型炉（PWR）の最終実績である「大飯3／4号炉」を参照する。</p>
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	<p>① 比較表による比較：比較表に掲載し、文言単位の比較により、最新審査知見が反映されていることを網羅的に確認する。</p> <p>[事例] 防潮堤に係る PRA 上の評価条件等</p> <p>なお、PWR 特有の設計等について、大飯3／4号炉を比較対象とした箇所についても、最新審査知見により記載内容の充実化を図る。</p> <p>[事例] 女川2号炉を参考に、評価結果を整理した図表、具体的な解析手法を説明する補足資料等を追加。</p>
	(当該方法の選定理由)	①比較対象を女川2号炉とするため、最新審査知見も比較表形式で網羅的に反映することが可能なため。

添五・添十一に係る

比較対象プラント選定の詳細

【添付五：変更に係る原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	具体的理由	<p>変更に係る原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書は、炉型により内容が相違するものではなく、記載内容についてはBWRが充実していることから、女川2号炉を選定する。</p> <p>(品質管理基準規則の適用により、同基準との表現の統一、追加要求事項の反映等を行っているものの、品質保証活動の大筋は変わっていないことから、基本的にはより記載が充実している女川2号炉との比較を主とした。)</p>
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3/4号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	<p>① 比較表による比較※：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行う。（文言単位の比較は行わない）</p> <p>なお、女川2号炉は2020.4.1に施行された「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下、「品質管理基準規則」という。）を適用した記載となっていないことから、品質管理基準規則施行以降に審査された大飯3/4号炉の記載ぶりを比較表にて参照することにより確認する。</p>
	(当該方法の選定理由)	当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3/4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【添付十一：変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	島根2号炉
	具体的理由	変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書は、炉型により内容が相違するものではない。 当該書類については、2020年4月施行の新検査制度から規定されたものであり、女川2号炉に当該書類が存在しないため、2020年4月以降に許可を取得した最新のプラントである島根2号炉を選定する。
最新審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	島根2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	② 比較表による比較：比較表に掲載し、最新審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行う。（文言単位の比較は行わない） なお、炉型により内容が相違しないことを示すために大飯3/4号を参考までに比較表に記載している。 ③ 資料構成の比較：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要な資料が充足していることを確認した。
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、比較表形式での比較により最新審査知見の確認が可能のため。 ② 資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。